

(資料三)

平成三十一年二月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

島根県情報公開条例及び島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例	1
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	1
特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	2
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	2
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	3
職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例	3
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	3
会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例	5
島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例	6
島根県手数料条例の一部を改正する条例	6
使用料、手数料等の額の改定等に関する条例	9
地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ...	10
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	11

島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例	12
島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	12
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一 部を改正する条例	13
島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例	13
島根県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例	14
島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例	14
島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例	15
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	15
島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の 特例に関する条例の一部を改正する条例	16
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	18
島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の 資格等を定める条例の一部を改正する条例	19

平成31年2月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第23号議案

島根県情報公開条例及び島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県情報公開審査会及び島根県個人情報保護審査会の審査体制の充実を図るため、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県情報公開条例の一部改正

ア 島根県情報公開審査会（イ及びキにおいて「審査会」という。）の委員の定数を5人以内から10人以内とすること。

イ 審査会は、部会を置くことができること。

ウ 部会に属すべき委員は、3人以上とし、会長が指名すること。

エ 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定めること。

オ 部会長は、当該部会の事務を掌理すること。

カ 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理すること。

キ 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができること。

ク その他規定の整備

(2) 島根県個人情報保護条例の一部改正

島根県個人情報保護審査会について(1)に同じ。

3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

第24号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

社会情勢の変動等に伴い、職員の特殊勤務手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 機能回復訓練従事手当の廃止
- (2) 狂犬病予防作業等従事手当の額の改正

区 分	改正前	改正後
中山間地域研究センター又は農林振興センターに勤務する職員が著しい危険性を有する動物を取り扱う作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。	1日 370円	1日 740円

- (3) その他規定の整備

3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

第25号議案

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

知事等の退職手当の減額を終了することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

知事及び副知事に係る退職手当の減額率を廃止すること。

3 施行期日

平成31年4月30日から施行する。

第26号議案

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

知事等の給与の減額を終了することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 知事等の給与の減額期間を平成31年4月29日まで延長すること。
- (2) 平成31年4月29日限りで条例の効力を失うこと。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第27号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

森林経営管理法の施行に伴い、新たな森林管理システムの構築を図るため、一般社団法人島根県森林協会に対して職員を派遣することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

職員を派遣することができる公益的法人等に一般社団法人島根県森林協会を追加すること。

3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

第28号議案

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する条項の整理

3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

第29号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 改正の内容

- ア 会計年度任用職員制度の創設に伴う規定の整備
- イ 臨時的任用職員制度の改正に伴う規定の整備
- ウ 引用する条項の整理
- エ その他規定の整備

(2) 改正を要する条例

条 例 の 題 名	改正の内容
職員の給与に関する条例	(1)のア、イ及びエ
職員の退職手当に関する条例	(1)のアからエまで
島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	(1)のア
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	(1)のウ及びエ
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	(1)のウ及びエ
職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例	(1)のア及びエ
職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	(1)のア
職員の勤務時間に関する条例	(1)のア及びイ
職員の休日及び休暇に関する条例	(1)のア、イ及びエ
職員の育児休業等に関する条例	(1)のア及びエ
島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例	(1)のア及びイ
県立学校の教育職員の給与に関する条例	(1)のア及びイ
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例	(1)のア及びイ
県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例	(1)のア及びエ
市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例	(1)のア及びエ
市町村立学校の教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	(1)のア及びエ

市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例	(1)のア
島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例	(1)のア及びイ
一般職の任期付研究員の採用等に関する条例	(1)の工
一般職の任期付職員の採用等に関する条例	(1)の工
職員の配偶者同行休業に関する条例	(1)の工

3 施行期日

平成32年4月1日から施行する。ただし、2の(1)の工の一部については、公布の日から施行する。

第30号議案

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例

1 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

会計年度任用職員に対し支給する報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について、次に掲げる事項を定めること。

(1) 報酬

ア 報酬の額は、日額、月額又は時間額で定めるものとする。

イ 通勤手当及び時間外勤務手当に相当する報酬を支給すること。

(2) 費用弁償

費用弁償の種類、額及び支給方法については、非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の例によること。

(3) 期末手当

ア 期末手当は、任期の定めが6月以上の職員であって、基準日に在職するもののうち、人事委員会規則で定める勤務時間以上勤務する者に対して支給すること。

イ 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の区分に応じて定

める割合を乗じて得た額とすること。

3 施行期日

平成32年4月1日から施行する。

第31号議案

島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例

1 提案理由

スポーツ全体の振興を効果的かつ効率的に図ること及び国民体育大会の準備体制を強化するため、教育委員会の職務権限の特例に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) スポーツに関する事務（学校体育に関する事務を除く。）は、知事が管理し、及び執行すること。

(2) (1)に伴う次に掲げる条例の規定の整備

ア 島根県部設置条例

イ 島根県スポーツ推進審議会条例

ウ 島根県立武道施設条例

エ 島根県立体育施設条例

3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

第32号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

社会経済情勢の変動並びに所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 介護保険法関係手数料

ア 介護支援専門員実務研修受講試験に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
7,070円	8,570円

イ 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、手数料の額を改定すること。

(2) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料

ア 地域福利増進事業の裁定に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
地域福利増進事業の裁定を受けようとする者（国及び島根県を除く。）	
ア 損失の補償金の見積額が100,000円以下の場合	27,000円
イ 損失の補償金の見積額が100,000円を超え1,000,000円以下の場合	27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加えた額
ウ 損失の補償金の見積額が1,000,000円を超え5,000,000円以下の場合	75,600円に損失の補償金の見積額の1,000,000円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加えた額
エ 損失の補償金の見積額が5,000,000円を超え20,000,000円以下の場合	211,600円に損失の補償金の見積額の5,000,000円を超える部分が1,000,000円に達するごとに3,500円を加えた額
オ 損失の補償金の見積額が20,000,000円を超え100,000,000円以下の場合	264,100円に損失の補償金の見積額の20,000,000円を超える部分が4,000,000円に達するごとに4,800円を加えた額
カ 損失の補償金の見積額が100,000,000円を超える場合	360,100円

イ 土地収用法の特例の裁定に係る手数料の新設

手数料を納めなければ ならない者	手数料の額
土地収用法の特例の裁定を受けようとする者（国及び島根県を除く。）	
(ア) 損失の補償金の見積額が100,000円以下の場合	27,000円
(イ) 損失の補償金の見積額が100,000円を超え1,000,000円以下の場合	27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加えた額
(ウ) 損失の補償金の見積額が1,000,000円を超え5,000,000円以下の場合	75,600円に損失の補償金の見積額の1,000,000円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加えた額
(エ) 損失の補償金の見積額が5,000,000円を超え20,000,000円以下の場合	211,600円に損失の補償金の見積額の5,000,000円を超える部分が1,000,000円に達するごとに3,500円を加えた額
(オ) 損失の補償金の見積額が20,000,000円を超え100,000,000円以下の場合	264,100円に損失の補償金の見積額の20,000,000円を超える部分が4,000,000円に達するごとに4,800円を加えた額
(カ) 損失の補償金の見積額が100,000,000円を超える場合	360,100円

3 施行期日

2の(1)のアについては平成31年4月1日から、2の(2)については同年6月1日から、2の(1)のイについては同年10月1日から施行する。

第33号議案

使用料、手数料等の額の改定等に関する条例

1 提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、県が徴収する各種使用料、手数料等の額について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、次に掲げる条例に定める使用料、手数料等の額の改定等を行うこと。

- (1) 島根県手数料条例
- (2) 行政財産の使用料に関する条例
- (3) 島根県中山間地域研究センター条例
- (4) 島根県立しまね海洋館条例
- (5) 警察に関する手数料条例
- (6) 島根県保健所条例
- (7) 島根県立総合福祉センター条例
- (8) 島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例
- (9) 島根県立はつらつ体育館条例
- (10) 化製場等に関する法律施行条例
- (11) 島根県立病院使用料及び手数料条例
- (12) 島根県立武道施設条例
- (13) 島根県立体育施設条例
- (14) 島根県立青少年社会教育施設条例
- (15) 島根県立古墳の丘古曾志公園条例
- (16) 島根県立古代出雲歴史博物館条例
- (17) 島根県農業技術センター分析等手数料条例
- (18) 島根県立農業研修館条例
- (19) 島根県家畜保健衛生所条例
- (20) 島根県畜産技術センター分析等手数料条例
- (21) 島根県立ふるさとの森条例
- (22) 島根県立中海水中貯木場条例
- (23) 島根県漁港管理条例

- (24) 島根県立産業交流会館条例
- (25) 島根県立産業高度化支援センター条例
- (26) 島根県立男女共同参画センター条例
- (27) 島根県立美術館条例
- (28) 島根県芸術文化センター条例
- (29) 島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例
- (30) 温泉法施行条例
- (31) 島根県道路占用料徴収条例
- (32) 島根県海岸占用料等徴収条例
- (33) 島根県流水占用料等徴収条例
- (34) 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例
- (35) 島根県港湾施設条例
- (36) 港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例
- (37) 島根県浜田ポートセンター条例
- (38) 島根県空港条例
- (39) 島根県立都市公園条例
- (40) 都市計画法施行条例
- (41) 島根県屋外広告物条例
- (42) 島根県工業用水道料金徴収条例

3 施行期日

平成31年10月1日から施行する。

第34号議案

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

社会情勢の変動等に伴い、地方警察職員の特殊勤務手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 交通捜査取締手当の額に加算する額の新設

区 分	加算する額
交通特別捜査、事故捜査に従事する職員が交通事件・交通事故に係る道路上	1日 280円 (高速自動車国道等におい

の捜査活動の作業（以下「作業」という。）に従事した時間帯の全部又は一部が夜間である場合	て作業に従事した場合は、420円を加算）
---	----------------------

(2) 夜間特殊業務手当の額の改正

改正前		改正後	
勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合	勤務1回 730円	深夜における勤務時間が5時間以上である場合	勤務1回 1,100円
		深夜における勤務時間が2時間以上5時間未満である場合	勤務1回 730円

3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

第35号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県内における医療機関の医師の確保を図るため、研修医研修支援資金制度を拡充することに伴い、研修医研修支援資金の返還債務の免除に関する事項について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

研修医研修支援資金に係る返還債務の免除の条件及び範囲を次のとおり追加すること。

- (1) 臨床研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者で、かつ、引き続いて後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けたものが、当該後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けた日の属する年度の翌年度の4月から引き続いて一定の期間特定地域医療機関において医師の業務に従事したとき。 債務の全部
- (2) (1)の医師の業務の従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、

又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。 債務の全部

3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

第36号議案

島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の改正等に伴い、介護医療院の運営に関する基準等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 介護医療院の管理者が検体検査の業務等を委託する場合の基準に係る規定の整備
- (2) 併設型小規模介護医療院の従業者の員数に係る規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行する。

第37号議案

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県立中央病院における診療科目の追加及び病床数の見直しに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

県立中央病院の経営の基本に関する事項の改正

- (1) 診療科目に消化器外科を追加すること。
- (2) 一般病床を588床から572床とすること。

3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。ただし、2の(2)については、規則で定める日から施行する。

第38号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,573人	1,568人	5人
	事務職員及び技術職員	187人	186人	1人
特別支援学校	教育職員	995人	996人	1人
	事務職員及び技術職員	80人	80人	-
小学校、中学校及び義務教育学校	教育職員	5,034人	5,016人	18人
	事務職員及び技術職員	355人	355人	-

3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

第39号議案

島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例

1 提案理由

依頼を受けて行う試験の一部の廃止及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 繊維・製紙試験に係る手数料を廃止すること。
- (2) 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、設備機器の使用料及び各種の分析等の手数料の額を改定すること。

3 施行期日

2の(1)については平成31年4月1日から、2の(2)については同年10月1日から施行する。

第40号議案

島根県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例

1 提案理由

消費生活に関する相談窓口の機能の強化その他消費者の利益の擁護又は増進を図るための国の交付金による事業が終了し、基金の設置を要しなくなったことから、島根県消費者行政活性化基金条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 施行期日

公布の日から施行する。

第41号議案

島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立島根県民会館の有料駐車場の管理の方法として指定管理者制度を導入すること及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 指定管理者制度の導入

ア 指定管理者が行う業務に島根県立島根県民会館（以下「会館」という。）の有料駐車場の使用料の徴収に関する業務を追加すること。

イ 会館の有料駐車場を使用する者は、次に掲げる使用料を納付しなければならないこと。

区 分	単位（1台につき）	使用料の額
会館を利用する者	3時間を超えて30分までごと	100円
その他の者	30分までごと	100円

ウ その他規定の整備

(2) 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、施設及び設備の利用料

金に係る基準額を改定すること。

3 施行期日

2の(1)については平成31年4月1日から、2の(2)については同年10月1日から施行する。

第42号議案

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例

1 提案理由

屋外広告物法の改正を踏まえ、屋外広告物を表示し、又は掲出する物件の設置を禁止する地域について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

屋外広告物を表示し、又は掲出する物件の設置を禁止する地域に、田園住居地域を追加すること。

3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

第43号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県営住宅を益田市へ譲渡するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除すること。

団地の名称	所在地
仙道団地	益田市

3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

第44号議案

島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

建築基準法の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県建築基準法施行条例の一部改正

ア 建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う手数料の新設等

㍲ 特例許可を受けた建築物等の増築等の特例許可に係る手数料の新設

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
特例許可を受けた建築物等の増築等の特例許可を受けようとする者	申請 1 件につき 107,000円

㍳ 騒音等の対策を講じた日常生活に必要な建築物等の建築等の特例許可に係る手数料の新設

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
騒音等の対策を講じた日常生活に必要な建築物等の建築等の特例許可を受けようとする者	申請 1 件につき 135,000円

㍵ 前面道路の境界線から後退して壁面線を指定した場合等における建築物の建蔽率に関する特例の許可に係る手数料の新設

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
前面道路の境界線から後退して壁面線を指定した場合等における建築物の建蔽率に関する特例の許可を受けようとする者	申請 1 件につき 161,000円

㍶ 既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定に係る

手数料の新設

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,200円

- (オ) 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定を受けた工事の全体計画の変更の認定に係る手数料の新設

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定を受けた工事の全体計画の変更の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,200円

- (カ) 建築物の用途を変更して興行場等としての使用の許可に係る手数料の新設

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
建築物の用途を変更して興行場等としての使用の許可を受けようとする者	申請1件につき 120,000円

- (キ) 建築物の用途を変更して特別興行場等としての使用の許可に係る手数料の新設

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
建築物の用途を変更して特別興行場等としての使用の許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円

- (ク) 引用する条項の整理

イ 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、確認等の手数料の額を改定すること。

- (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

ア 建築基準法に基づく事務のうち、次の事務を浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町

及び隠岐の島町に権限移譲すること。

(ア) 特例許可を受けた建築物等の増築等の特例許可に係る申請の受理

(イ) 騒音等の対策を講じた日常生活に必要な建築物等の建築等の特例許可に係る申請の受理

(ウ) 前面道路の境界線から後退して壁面線を指定した場合等における建築物の建蔽率に関する特例の許可に係る申請の受理

(エ) 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定に係る申請の受理

(オ) 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定を受けた工事の全体計画の変更の認定に係る申請の受理

(カ) 建築物の用途を変更して興行場等としての使用の許可に係る申請の受理

(キ) 建築物の用途を変更して特別興行場等としての使用の許可に係る申請の受理

イ 引用する条項の整理

3 施行期日

2の(1)のア及び(2)については建築基準法の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、2の(1)のイについては平成31年10月1日から施行する。

第45号議案

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

三成発電所の設備の更新に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

発電所の最大出力の変更

名 称	改正前	改正後
三成発電所	2,830キロワット	3,150キロワット

3 施行期日

平成31年4月2日から施行する。

第46号議案

島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行を踏まえ、水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格のうち、学校教育法による短期大学を卒業した者に係るものについて、同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含むものとする。

3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。